

平成28年度

健全化判断比率および
資金不足比率 分析

平成29年10月

滋賀県近江八幡市

平成28年度決算に基づく健全化判断比率などの状況

全指標とも、健全化基準をクリアしています。

ただし、大型施設整備事業を集中して実施している現下の状況や、今後実施予定である大型施設整備事業に対して多額の地方債発行により対応することとなれば、「実質公債費比率」「将来負担比率」ともに数値の上昇が見込まれます。

○実質赤字比率 …… —【黒字】—

普通会計（一般会計等）を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率

○連結実質赤字比率 …… —【黒字】—

全会計を対象とした実質赤字額または資金の不足額の標準財政規模に対する比率

○実質公債費比率 …… 3.8%

全会計における借入金返済のために普通会計（一般会計等）が実質的に負担する額の標準財政規模（交付税により措置される額を除く）に対する比率

○将来負担比率 …… —【負担なし】—

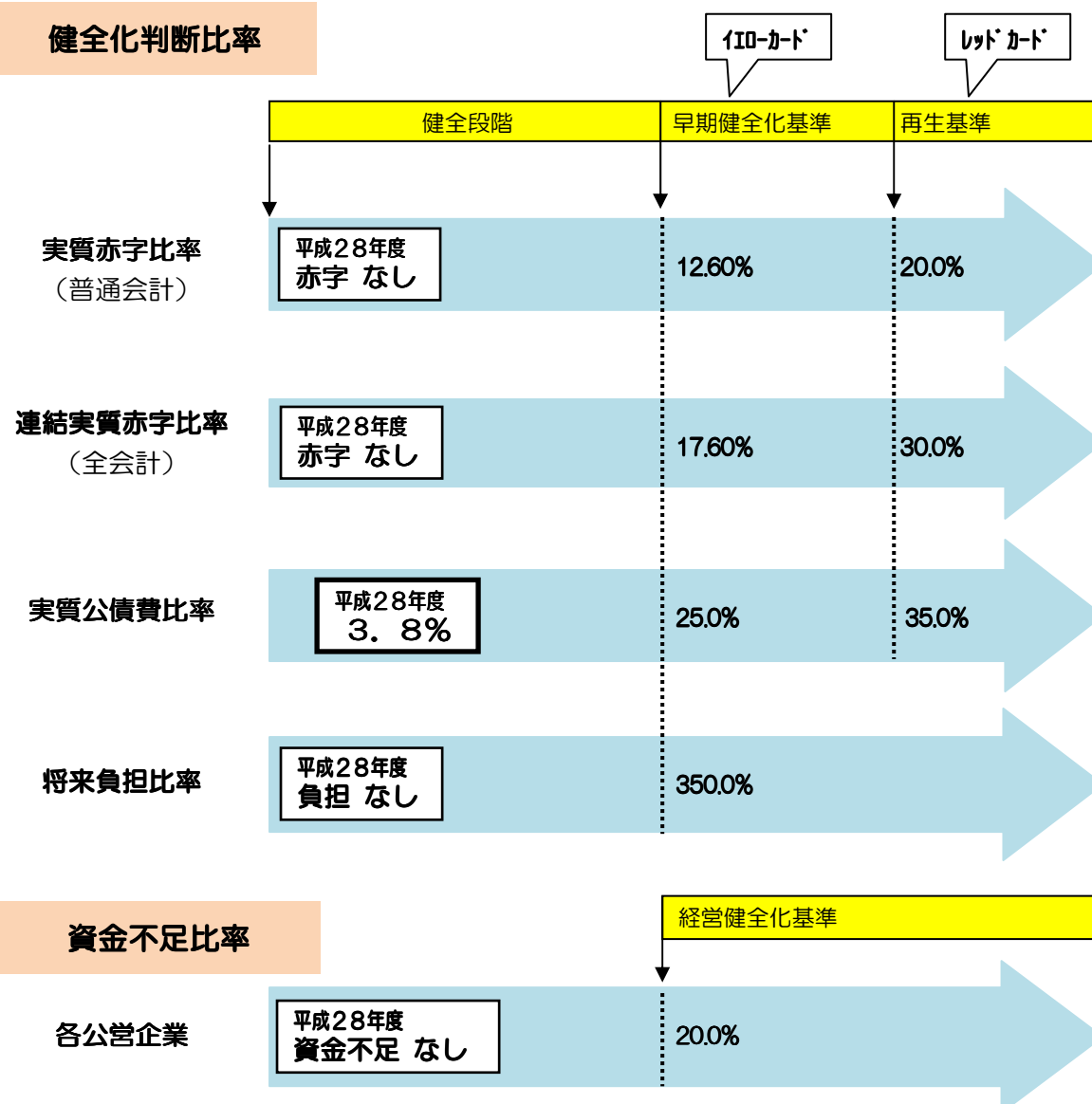
特別会計・第3セクター等も含めて普通会計（一般会計等）が将来負担すべき実質的な負債総額の標準財政規模（交付税により措置される額を除く）に対する比率

○資金不足比率 …… —【資金不足なし】—

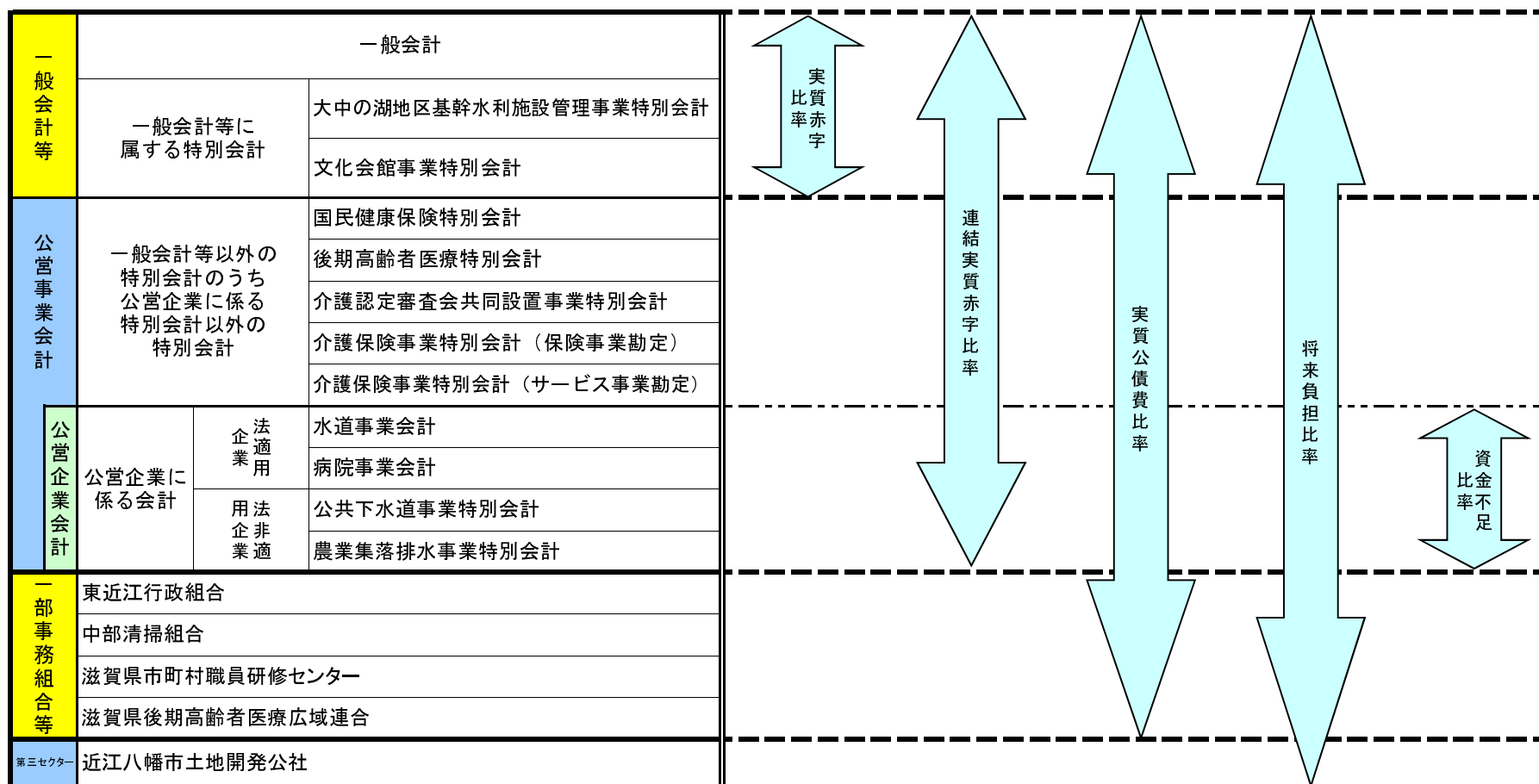
各公営企業（病院、水道、公共下水道、農業集落排水）における資金不足額の事業規模に対する比率

※ 標準財政規模とは …… 標準的な状態で通常収入されるであろう一般財源（使いみちが特定されない収入）

健全化判断比率



近江八幡市における健全化判断比率・資金不足比率の対象



※ 資金不足比率は、公営企業会計ごとに算定。

「普通会計」とは・・・地方財政統計上、統計的に用いられる**仮想（バーチャル）会計**です。

自治体の財政の規模は、団体によって、設置される特別会計も違えば一般会計が扱う範囲も違うため、単純な合算比較ができません。そこで、普通会計という各自治体共通の基準による統計上の会計区分を設定して、各自治体間の財政比較が可能となるようにしています。

本市の場合、普通会計の対象となるのは、一般会計と公営事業会計に属さない特別会計である大中の湖地区基幹水利施設管理事業特別会計、文化会館事業特別会計です。これらの会計を合計する際には、会計間で取引される経費は重複するため、その経費を控除して算出します（この重複控除の処理を「純計」といいます）。

なお、**本市の場合、この「普通会計」と、財政健全化法に基づき算定される健全化判断比率などで使用される「一般会計等」（純計ベース）は、同じ会計を指すものとなります。**

財政健全化法の背景について

以前の地方公共団体の財政再建制度（地方財政再建促進特別措置法および地方公営企業法）では、次のような課題がありました。

《 課 題 》

- ① 分かりやすい財政情報の開示が不十分
- ② 再建団体の基準しかなく早期是正機能がない
- ③ 普通会計を中心にした収支の指標のみであり、公営企業会計の収支とも連結した指標がないことに加えて、ストック（負債）に課題があっても対象とならない
- ④ 公営企業にも早期是正機能がない

財政健全化法では、平成20年度（平成19年度決算分）において、各地方公共団体において健全化判断比率等の公表が行なわれた上で、平成21年度（平成20年度決算分）から、財政健全化計画策定の義務付け等が全面的に施行されました。

地方公共団体の財政状況を、健全段階、早期健全化段階、財政再生段階の3段階に分けて、それぞれの段階における対処について定めることにより財政の健全性を確保することとしたものです。

総 括

単位：％

健 全 化 判 断 比 率	平成28年度	平成27年度	早期健全化基準	財政再生基準
実 質 赤 字 比 率	-	-	12.60	20.0
連 結 実 質 赤 字 比 率	-	-	17.60	30.0
実 質 公 債 費 比 率	3.8	4.0	25.0	35.0
将 来 負 担 比 率	-	-	350.0	

資 金 不 足 比 率	平成28年度	平成27年度	経営健全化基準
公 営 企 業 会 計			
水 道 事 業 会 計	-	-	20.0
病 院 事 業 会 計	-	-	20.0
公 共 下 水 道 事 業 特 別 会 計	-	-	20.0
農 業 集 落 排 水 事 業 特 別 会 計	-	-	20.0

平成28年度の健全化判断比率および資金不足比率は、上記の算定値となりました。全ての算定値において早期（経営）健全化基準を下回っており、財政健全化計画を策定する必要はありません。（※一つでも超えると計画を策定する必要があります。）

健全化判断比率は4比率から構成されており、実質赤字比率は一般会計等のみの収支状況を、連結実質赤字比率は市全体の収支状況を示し、実質公債費比率は当該年度の公債費等の償還負担状況を、将来負担比率は後年度の公債費等負担状況を示します。また、資金不足比率は、各公営企業会計の収支状況を示します。

例えば、収支調整を図るために基金を取り崩すと実質赤字比率は良化しますが、将来負担比率は悪化します。また、特別会計の赤字を救済するために多額の繰出金を支出すると、その特別会計の資金不足比率は良化しますが、実質赤字比率は悪化し、連結赤字比率は変わらないという結果が見込まれます。このように、1つの比率を下げようとしても他の比率に影響を及ぼすことから、小手先の財政運営ではなく、市全体の現状と将来を見据えた上で財政運営を行わなければ、指標の悪化を招きかねません。また、現段階での指標が良好であるから、直ちに財政状況に問題がないということではなく、これからの事業計画と連動した財政運営にも留意しなければなりません。

今後の財政運営次第によっては、比率が急激に上昇することも想定されることから、基金に過度に依存しない体質、地方債の発行・管理における財政規律を維持し、将来世代も含めた市民に理解の得られる財政の健全性を実現していくことが必要です。

実質赤字比率

単位：千円

	平成28年度 (A)	平成27年度 (B)	差 引 (A) - (B)
一般会計等歳入総額 (a)	35,897,518	39,043,773	△ 3,146,255
一般会計等歳出総額 (b)	34,956,637	37,950,442	△ 2,993,805
形式収支額 (a) - (b) (c)	940,881	1,093,331	△ 152,450
翌年度へ繰り越すべき財源 (d)	422,209	442,918	△ 20,709
実質収支額 (c) - (d)	518,672	650,413	△ 131,741
実質収支比率 %	2.91	3.65	△ 0.74
実質赤字比率（赤字の場合のみ） %	-	-	-

※(a)・(b)については、算定様式上の純計値を記載。

◎ 実質赤字比率とは

福祉・教育、まちづくりなどを行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を標準財政規模に対する比率で指標化し、財政運営の深刻度を示すもの。

一年間を会計年度としている地方公共団体における歳出は、歳入の範囲内で行うことが原則となっており、歳入が歳出に不足してしまい赤字が生じることは望ましくありません。この赤字を解消できないと、翌年度に繰り越されることになりますが、翌年度においてその分の歳入確保又は歳出削減ができれば、更に繰り越され、赤字額が累積していくことになります。

本市は、歳入に見合った歳出として予算編成を行い、年度途中においても新たな歳入確保や経費の節減に努めている結果、黒字となっています。

連結実質赤字比率

単位：千円

	平成28年度 (A)	平成27年度 (B)	差 引 (A) - (B)
一般会計等歳入総額 ①	35,897,518	39,043,773	△ 3,146,255
一般会計等以外の特別会計歳入総額 ②	15,795,793	15,334,316	461,477
公営企業特別会計（法適用）流動資産等総額 ③	8,073,116	7,919,275	153,841
公営企業特別会計（法非適用）歳入総額 ④	2,934,485	3,312,433	△ 377,948
解消可能資金不足額 ⑤	0	0	0
歳入及び流動資産等総額計（①+②+③+④+⑤） (a)	62,700,912	65,609,797	△ 2,908,885
一般会計等歳出総額 ⑥	34,956,637	37,950,442	△ 2,993,805
一般会計等以外の特別会計歳出総額 ⑦	15,522,714	15,157,014	365,700
公営企業特別会計（法適用）流動負債等総額 ⑧	1,260,068	1,434,262	△ 174,194
公営企業特別会計（法非適用）歳出総額 ⑨	2,821,402	3,256,765	△ 435,363
歳出及び流動負債等総額計（⑥+⑦+⑧+⑨） (b)	54,560,821	57,798,483	△ 3,237,662
形式収支額 (a) - (b) (c)	8,140,091	7,811,314	328,777
翌年度へ繰り越すべき財源 (d)	432,184	460,881	△ 28,697
連結実質収支額 (c) - (d)	7,707,907	7,350,433	357,474
連結実質収支比率 %	43.39	41.30	2.09
連結実質赤字比率（赤字の場合のみ） %	-	-	-

※(a)・(b)については、算定様式上の純計値を記載。

◎ 連結実質赤字比率とは

すべての会計の赤字や黒字を合算し、公営企業会計も含めた近江八幡市全体の収支状況を見ることができ、標準財政規模に対する比率で示すことで、地方公共団体全体としての運営の深刻度を示すもの。

平成28年度は、すべての会計の収支等を足し合わせた結果、歳入及び流動資産等総額が歳出及び流動負債等総額を上回っており、黒字となっています。

地方公共団体の財政状況は、一般会計で見るのではなく、連結決算ベースで市全体の財政状況を見る必要があります。例えば、料金収入を財源として独立採算で行っている公営企業に赤字が発生した場合、その事業の経営努力と料金収入で解消することが原則ですが、料金収入等で解消できなければ、地方公共団体としてその赤字に対処しなければならず、全体の財政にも大きな影響を与えかねないため、市全体の財政運営を把握することが重要です。本市の現状は、黒字となっています。

標準財政規模

単位：千円

	平成28年度	平成27年度	平成26年度
標準税収入額等	11,924,159	11,763,502	11,391,123
普通交付税額	4,711,818	4,681,383	4,744,329
臨時財政対策債発行可能額	1,127,309	1,351,811	1,546,829
計	17,763,286	17,796,696	17,682,281

◎ 標準財政規模とは

地方公共団体が通常水準の行政活動を行う上で必要な一般財源の規模をいい、法定普通税（超過税率相当分を除く）、譲与税、県税交付金、普通交付税、臨時財政対策債などから構成され、各指標の算定上では分母となるもの。

標準税収入額等は、地方消費税交付金の増加、新築増築家屋の増加による固定資産税（家屋）の増加などにより約1.6億円増加しました。普通交付税は、合併後5年を経過したことに伴う合併特例加算縮減額が大きくなりましたが（平成27年度から縮減が開始され、平成28年度は2年目）、子ども子育てに係る社会福祉費の増加などにより約0.3億円増加しました。臨時財政対策債は、国税の景気回復に伴う増加により地方交付税の原資が一定分増加したため、普通交付税の振替措置として発行ができる臨時財政対策債の発行可能額は約2.2億円減少しました。

この結果、標準財政規模全体では約0.3億円の減少となりました。

実質公債費比率

単位：千円

	平成28年度	平成27年度	平成26年度
公債費充当一般財源 (a)	1,745,140	1,599,953	1,764,521
準元利償還金 (b)	1,567,629	1,601,303	1,480,436
公債費負担額 (c)	3,312,769	3,201,256	3,244,957
(a)のうち交付税により措置される額 (d)	1,589,334	1,532,597	1,612,758
(b)のうち交付税により措置される額 (e)	1,163,149	1,113,274	988,398
交付税により措置される額 (f)	2,752,483	2,645,871	2,601,156
標準財政規模 (g)	17,763,286	17,796,696	17,682,281
分子となるもの (c)-(f) (h)	560,286	555,385	643,801
分母となるもの (g)-(f) (i)	15,010,803	15,150,825	15,081,125
実質公債費比率（単年度）(h)÷(i) %	3.73255	3.66571	4.26892
実質公債費比率（3ヶ年平均） %	3.8		

◎ 実質公債費比率とは

標準財政規模のうち、公債費や公営企業債に対する繰出金などの公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額（地方交付税に措置されるものを除く）に充当されたものの占める割合の直近3年間の平均値で算定され、この比率が高まるほど、財政の弾力性が低下し、他の経費を節減しないと赤字団体に転落する可能性が高まるなど、その団体の財政の資金繰りの危険度を示すもの。

これまでの地方債発行の抑制や交付税措置のある地方債発行の優先、補償金免除繰上償還による低利への借換による効果により、一般会計等における公債費は年々減少傾向にありましたが、平成27年度を底として平成28年度は増加に転じ、約1.5億円増加しました。

準元利償還金は、主に公営企業会計への繰出金に占める公債費償還額の割合により算定されますが、公共下水道事業特別会計において収益的支出に計上された一般会計等の負担額（繰出金）が減少したことにより、約0.3億円減少しました。一方で、公債費にかかる交付税措置額は、臨時財政対策債や下水道事業債に対する措置額の増加などにより約1.1億円増加しており、準元利償還金の減少分とともに、公債費の増加による比率の上昇を抑制する結果となっています。

指標としては、3ヶ年平均は前年度の4.0から0.2下がりましたが、一般会計等の公債費負担の増加により、単年度では約0.07上がりました。今後、一般会計等における公債費は増加傾向にあることから、実質公債費比率の上昇が見込まれる状況です。

こうした中、地方交付税措置のない地方債および地方交付税措置割合の低い地方債の発行見送りや繰上償還の実施により、今後の公債費や実質公債費比率の抑制に努めるとともに、地方債への過度な依存を避けるため、特定財源の確保や適正な事業内容の検討等、あらゆる面から合理的かつ経済的な事業実施に向けて取り組んでいます。

将来負担比率

単位：千円

	平成28年度 (A)	平成27年度 (B)	差 引 (A) - (B)
地 方 債 現 在 高 ①	27,866,208	27,913,387	△ 47,179
債 務 負 担 行 為 支 出 予 定 額 ②	0	0	0
公 営 企 業 債 等 繰 入 見 込 額 ③	20,036,914	21,686,731	△ 1,649,817
組 合 負 担 等 見 込 額 ④	592,291	863,386	△ 271,095
退 職 手 当 負 担 見 込 額 ⑤	4,088,158	4,173,181	△ 85,023
設 立 法 人 の 負 債 額 等 負 担 見 込 額 ⑥	0	0	0
将 来 負 担 額 ① + ② + ③ + ④ + ⑤ + ⑥ (a)	52,583,571	54,636,685	△ 2,053,114
充 当 可 能 基 金 ⑦	15,497,058	14,865,371	631,687
充 当 可 能 特 定 歳 入 ⑧	5,793,234	6,224,936	△ 431,702
基 準 財 政 需 要 額 算 入 見 込 額 ⑨	38,149,177	38,581,911	△ 432,734
充 当 可 能 財 源 等 ⑦ + ⑧ + ⑨ (b)	59,439,469	59,672,218	△ 232,749
標 準 財 政 規 模 (c)	17,763,286	17,796,696	△ 33,410
算 入 公 債 費 等 の 額 (単 年 度 交 付 税 措 置 額) (d)	2,752,483	2,645,871	106,612
分 子 と な る も の (a) - (b) (e)	△ 6,855,898	△ 5,035,533	△ 1,820,365
分 母 と な る も の (c) - (d) (f)	15,010,803	15,150,825	△ 140,022
将 来 負 担 比 率 (e) ÷ (f) マイナスの場合、「-」と表示 %	—	—	—
参 考 : マ イ ナ ス で 表 示 %	△ 45.6	△ 33.2	△ 12.4

◎ 将来負担比率とは

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債を算定するもの。一般会計等の公債費残高や公営企業会計の公債費残高に対する繰入金、退職手当などの将来負担すべき額から、将来負担すべき額に対する財源を除いて算定される。将来支払っていく負担等の現時点での残高を、標準財政規模に対する比率で指標化し、将来の財政への圧迫度合いを示すもの。

【現状】健全な状況：充当可能財源等が将来負担額を上回る。

(下水道、病院の公営企業債等償還の進行や、中部清掃組合からの脱退により良化)

【今後】大型施設整備事業の実施により、指標が上昇(悪化)する見込み。

【対策】(1)地方債現在高の抑制：交付税措置のない市債発行の抑制、市債借入期間の縮減、繰上償還の実施

(2)充当可能基金の確保：積立金の確保(市有財産売却益、ふるさと納税等)

(3)その他：大型施設整備事業費の精査と財源の確保、公共施設の統廃合による解体・売却の実施

一般会計等の地方債については、大型施設整備事業を集中して実施していることから、新たに約21.3億円の借入を行いました。地方債元金返済額は繰上償還を含めて約21.7億円と借入額を上回ったことから、年度末現在高は約0.4億円減少しました。また、公営企業債繰入金見込額は、公共下水道事業特別会計や病院事業会計の繰入金見込額の減少などにより約16.5億円減少し、組合等負担見込額も、中部清掃組合からの脱退などにより約2.7億円減少しました。将来負担額全体では、約20.5億円減少しました。

将来負担すべき額に対する財源では、充当可能基金が、ふるさと応援基金積立金の増加などにより約6.3億円増加しました。一方、今後の充当可能特定歳入および交付税措置見込額は、都市計画事業に係る地方債残高の減少や交付税措置期間における償還が進んだことなどにより約8.6億円減少しました。充当可能財源全体では、約2.3億円減少しました。

この結果、将来負担の減少額が充当可能財源の減少額を大きく上回ったことから、将来負担比率は減少し、引き続きマイナス(負担なし)になりました。

しかし、大型施設整備事業を集中して実施している現下の状況や、今後実施予定である大型施設整備事業に対して多額の地方債発行により対応することとなれば、将来負担額の増加が見込まれます。あわせて、将来負担すべき額に対する財源では、大型施設整備事業に対応するための基金活用により充当可能基金残高の減少が見込まれることから、将来負担比率の上昇が見込まれます。

こうした中、地方交付税措置のない地方債および地方交付税措置割合の低い地方債の発行見送りや、地方債発行時の償還期間の縮減、繰上償還の実施により地方債現在高の抑制に努めており、今後も、より一層の企業感覚と行政改革により収支改善に取り組んでいく必要があります。

資金不足比率

◎ 資金不足比率とは

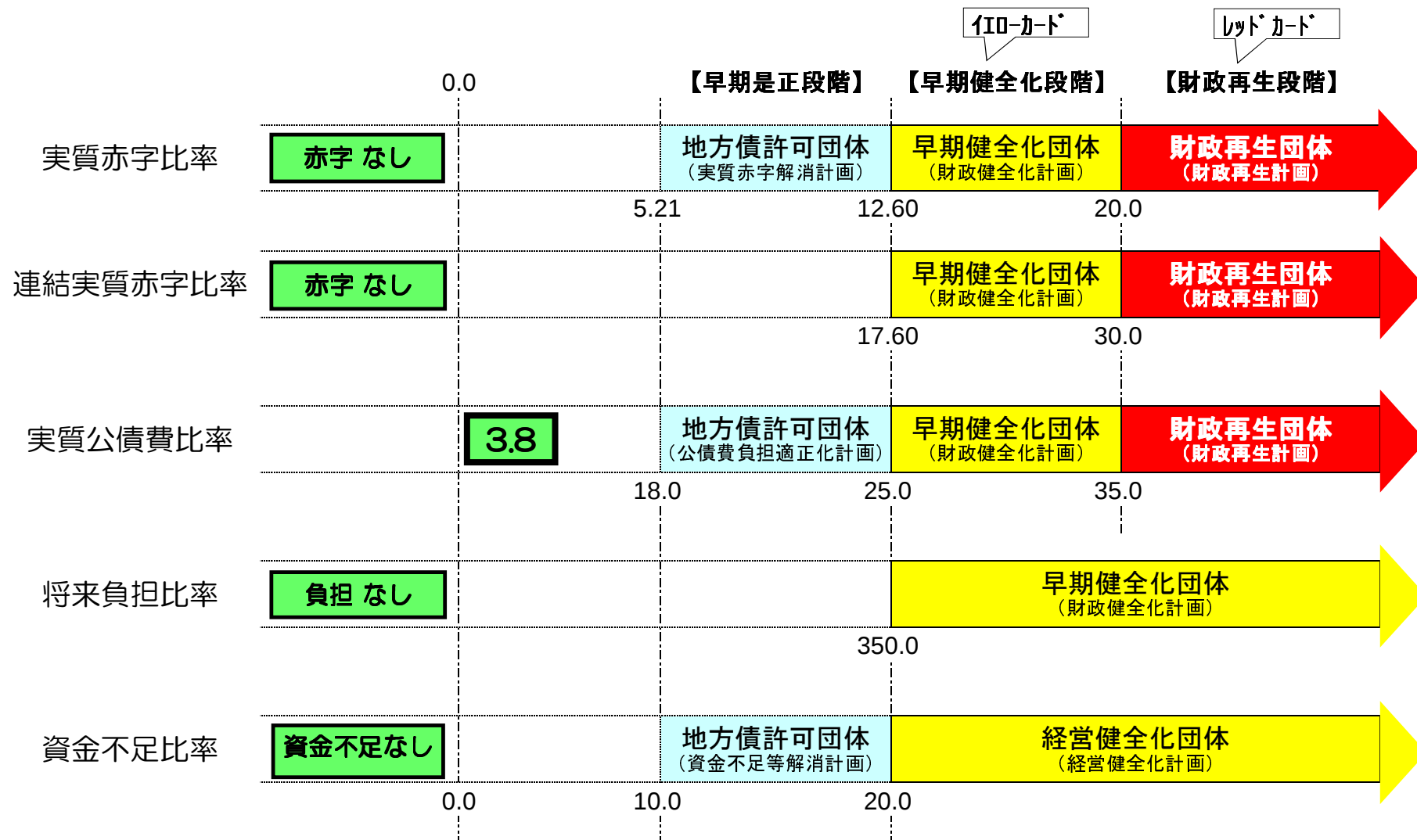
健全化判断比率と同様に公営企業会計の早期健全化と経営情報の開示を目的に算定される指標で、実質公債費比率と同様に地方債の協議制導入に伴い算定されているもの。公営企業の事業規模（料金収入の規模）に対する資金不足額の程度を表し、資金不足（赤字）がある場合に算定される。黒字の場合は算定されない。

単位：千円

			平成28年度 (A)	平成27年度 (B)	差 引 (A) - (B)	経 営 概 況
公 営 企 業 特 別 会 計	法 適 用	水道事業会計				
		流動資産等総額 ①	2,085,891	2,085,714	177	近江八幡市の水道事業では、安全・安心な水を確実に届けられるよう取り組みを進めています。「近江八幡市水道ビジョン」を基に、水道水質を確保するとともに、災害時においても安定的に水が供給できるよう管路網の耐震化を推進しています。 平成28年度は、水道施設を効率的かつ効果的に管理運営するアセットマネジメント手法に着手し、水道事業が強靱かつ安定的に持続できる経営戦略の策定に向けた取り組みを始めました。 決算では、水道事業収益が17億6,204万8千円(税込)、水道事業費用が16億3,584万円(税込)となり、この金額から消費税を除いた本年度純利益は1億730万1千円となりました。 今後におきましても、健全な経営・給水サービスの維持、向上に努めていくとともに「近江八幡市新水道ビジョン」を策定し次世代に継承していきます。また、水道事業への理解を図り、市民に信頼される水道事業として運営を継続してまいります。
		流動負債等総額 ②	218,809	320,700	△ 101,891	
		解消可能資金不足額 ③	0	0	0	
		資金不足額・剰余額 (①－②＋③) ④	1,867,082	1,765,014	102,068	
		事業規模 ⑤	1,466,012	1,457,185	8,827	
		資金不足比率 (④÷⑤)	-	-	-	
	病院事業会計	流動資産等総額 ①	5,987,225	5,833,561	153,664	病院事業では、健全経営に継続的に取り組むとともに、東近江地域の急性期を担う基幹病院として良質で高度な医療サービスの提供に努めました。 平成28年度は老朽化した医療機器の更新や外来化学療法室の改修、また入退院センターの整備を行い、患者の利便性や医療の質向上を図りました。しかしながら、患者一人あたりの診療報酬単価が減少したことにより、△2,791万6千円の損失を計上することとなりました。 新病院開院から10年を経過し、医療機器や施設も老朽化しつつあり、また平成30年に控える診療報酬改定など、病院経営は厳しさを増しています。今後も地域の医療機関との連携を深め、地域完結型医療を推進するとともに、安全・良質な医療サービスの提供に努めます。また、中期経営計画を引き継いだ新病院改革プランに基づき、黒字化に向けて、経費削減や収益の確保など効果的かつ健全な病院経営に取り組みます。
		流動負債等総額 ②	1,041,259	1,113,562	△ 72,303	
		解消可能資金不足額 ③	0	0	0	
		資金不足額・剰余額 (①－②＋③) ④	4,945,966	4,719,999	225,967	
		事業規模 ⑤	11,773,215	11,883,035	△ 109,820	
		資金不足比率 (④÷⑤)	-	-	-	
		公共下水道事業	歳入額 ①	2,891,700	3,261,512	△ 369,812
	歳出額 ②		2,792,351	3,224,053	△ 431,702	
	解消可能資金不足額 ③		0	0	0	
	資金不足額・剰余額 (①－②＋③) ④		99,349	37,459	61,890	
	事業規模 ⑤		1,028,739	985,908	42,831	
	資金不足比率 (④÷⑤)		-	-	-	
	農業集落排水事業		歳入額 ①	32,810	32,958	△ 148
		歳出額 ②	29,051	32,712	△ 3,661	
		解消可能資金不足額 ③	0	0	0	
		資金不足額・剰余額 (①－②＋③) ④	3,759	246	3,513	
		事業規模 ⑤	9,402	9,495	△ 93	
		資金不足比率 (④÷⑤)	-	-	-	

早期健全化団体、財政再生団体、経営健全化団体の基準

※ は近江八幡市の平成28年度決算の数値



健全化判断比率の推移

